

富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金実施要領

富山県教育委員会

1 趣旨

この要領は、学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業」（以下、「事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象者

「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第3条の規定に定める保護者

3 事業対象期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間

4 実施方法

要綱に基づき、補助金を交付する。

5 内容

フリースクール等民間施設（以下、「施設」という。）に通所している児童生徒をもつ保護者に対し、当該施設にて活動を行うために必要な経費への支援を行う。

6 申請及び交付について

(1) 提出書類

- ※ 様式は県公式ウェブサイト上に掲載
- ※ 以下のア・イは電子申請フォームによる提出が可能

【事前登録】

ア 「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業」申請者事前登録票（様式4号）

【補助金交付に係る書類】

- ※ すべての提出書類は年度内の日付で提出する。特に、3学期分の申請は3月31日までの日付となる。
- イ 補助金交付申請書（様式1号）
- ウ フリースクール等民間施設利用確認書（実績報告書）（様式2号）
- エ 領収書等、施設利用料（授業料）その他支払いを証明するもの
- オ 施設への通所に対し、地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、その証明書（交付決定通知書や額の確定通知書等、補助額がわかるもの）
- ※ 補助金を交付している地方公共団体に、申請状況等について情報提供することがある。

(2) 提出期間・交付日

① 提出期間

【事前登録票（ア）】（最初の1回のみ提出）

- ・学期開始月（4月・8月・1月）の1日～学期終了月（7月・12月・3月）の末日まで

【補助金交付に係る書類（イ～キ）】（交付申請をする学期ごとに提出）

- ・提出締切（郵送の場合は必着）・・・1学期：8月10日、2学期：1月10日、3学期：翌年度4月10日（ただし、提出書類はすべて年度内**3月31日**までに発行されたものに限る。）

※原則、締切日を過ぎた申請は受理しない。特別な事情がある場合は事前に申し出ること。

※提出締切日が土日祝日や閉庁日に当たるときは、翌営業日をもってその期限とする。

② 交付日

年間3回に分けて口座振替にて交付（8月、1月、翌年度4月）

※申請状況によっては翌月になることがある。

【申請できる期間】 ※申請できる通所日は、学校が出席扱いとした日です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 学 期	4月1日～7月31日の通 所は8月10日までに申請				補助 金 の 交 付								
2 学 期					8月1日～12月31日の通所は1 月10日までに申請					補助 金 の 交 付			
3 学 期										1月1日～3月31日 の通所は翌年度4月 10日までに申請（必要 書類は3月31日まで に発行されたもの）			補助 金 の 交 付

(3) 提出方法

以下のいずれかとする。

- 1 ウェブサイト上にて電子申請フォームにより提出。
- 2 当課（富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当）宛へ郵送。
- 3 富山県庁内当課（富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当）へ直接提出。

(4) 審査及び結果の通知

- ・提出書類により、富山県教育委員会が審査する。
- ・提出書類に記載のあった施設に対しては、富山県教育委員会が通所に関する確認を行う。
- ・交付決定及び額の確定通知書（様式3-①号）または不交付決定通知書（様式3-②号）により通知する。
- ・交付金額については、交付決定及び額の確定通知書（様式3-①号）により通知する。

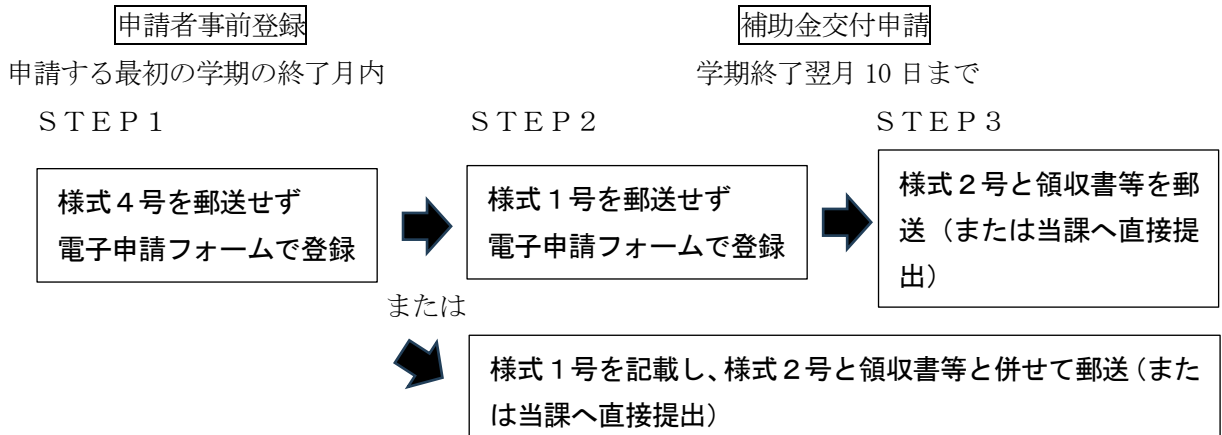
(5) 事前登録から補助金交付までの手続きの流れ

①【事前登録】	②【交付申請】	③【交付決定】	④【補助金交付】
(最初に1回)	(学期毎)	(学期毎)	(学期毎)
保護者→県教委 (書類 ア)	保護者→県教委 (書類 イ～オ)	県教委→保護者 (交付決定通知書)	県教委→保護者 (補助金の交付)
学期終了月末日まで	学期終了翌月10日まで	書類審査後	交付決定通知後

※民間施設に通所している児童生徒の保護者が通所申告・交付申請を行うこと。

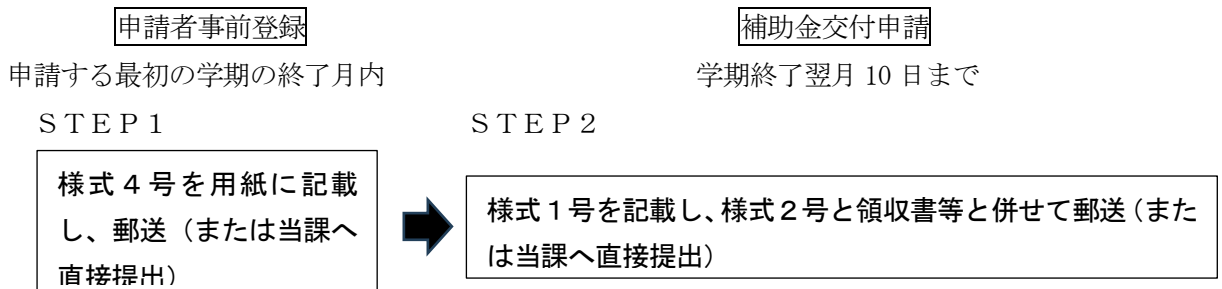
【電子申請フォームを利用する場合】

- 1 電子申請フォームにアクセスし、事前登録を行う。(申請したい最初の学期の終了月内とする。)
- 2 電子申請フォームにアクセスし、補助金交付申請を行う。(学期終了翌月10日まで。ただし、3学期分は3月31日までとする。)
※2は用紙(様式1号)に記入し、3と併せて郵送することも可能。
- 3 実績報告書(様式2号)と領収書等(写し可)を郵送する。(学期終了翌月10日まで必着とする。ただし、提出書類はすべて年度内に発行されたものに限る。)



【電子申請フォームを利用しない場合】

- 1 事前登録票(様式4号)を郵送する。(学期終了翌月10日まで必着とする。ただし、3学期分は3月31日までの日付とする。)
- 2 交付申請書(様式1号)と実績報告書(様式2号)、領収書等(写し可)を郵送する。(学期終了翌月10日まで必着とする。ただし、提出書類はすべて年度内に発行されたものに限る。)



7 提出先および問い合わせ先

富山県教育委員会 教育みらい室 児童生徒支援担当
「フリースクール等通所児童生徒支援事業」担当者
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3452

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

令和7年3月31日一部改正

令和8年3月31日一部改正